

# 労働法最前線

## —企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

### 労働者の事実告知義務

#### 第 76 回

「労働契約法」第 8 条の規定に基づき、雇用企業は労働者を募集採用する時、労働契約に直接関係のある労働者の基本情報について知る権利があり、労働者は事実のまま説明しなければなりません。当該事項は往々にして、労働者自身と労働契約に直接関係する基本情報に限られます。例えば、健康状態、知識技能、学歴、職業資格、職歴、業務に関する労働者の一部の個人情報、すなわち自宅住所、家族構成などです。

労働者が応募時に雇用企業に架空または虚偽の学歴または経歴を提供した場合、通常司法機関は、虚偽の学歴または経歴により雇用企業を誤認させたのみならず、詐欺を構成し、これにより労働契約は無効とされます。

このほか、労働者が身分および年齢などをごまかすことがしばしばあります。労働者の年齢と身分の情報は雇用企業が当該労働者を採用するか、当該労働者のために各種社会保険を納付すべきかを決定する重要な依拠であるため、労働者が他人の身分情報を使用したり、年齢をごまかす行為により労働契約が無効と認定される可能性は比較的高いです。

しかし、労働契約の履行と必然的な関係のない情報、例えば、労働者の婚姻、出産の有無などは往々にして、労働者が事実のまま告知する義務のある事項とはみなされません。実務において、女性労働者の出産により所定外の費用が生じることを恐れ、一部の雇用企業はまだ出産していない女性労働者を採用したがないため、一部の女性労働者が職を得るために婚姻と出産の有無について虚偽の情報を提供する傾向を助長しています。

このような行為は不当であるものの、これらの情報は労働者の個人プライバシーに属し、労働契約の履行と直接的な関係はなく、雇用企業がこの種の情報の説明に虚偽があったことのみをもって労働契約の無効を主張しても、司法機関の支持を得られないことが多々あります。

必要な時に十分な理由をもって労働契約の無効を主張するため、雇用企業は労働者を募集採用する時、以下の点に注意する必要があります。

1．募集要綱または労働契約に、学歴または経歴に関する絶対的条件を明確にしておく。

(2011)滬一中民三(民)終字第 2250 号案では、労働者 A が応募時に記入した卒業校と実際の卒業校が異なるが、上海第一中級法院はこの事実を認めた上で、雇用企業は労働者 A の学歴について具体的な採用要求を示しておらず、A が記入した学歴情報が雇用企業の決定を誤らせたと判断することは困難であり、従って A は詐欺を構成しないと認定した。

2．雇用企業が労働者を募集する時、労働者の基本情報について審査し、かつ審査時に取得した証明を保管する必

要がある。

(2009)二中民終字第 16285 号案では、労働者 B が応募時に X 社に虚偽の学歴情報を提供したが、北京第二中級法院は、X 社は労働者 B と面接を行っており、X 社は応募者の個人資料の真偽を確認する権利を有したが、X 社はこの権利を行使することなく、面接後 B と労働契約を締結した。よって、B が提供した学歴は真実ではないが、その行為は詐欺を構成するものではないと認定した。

3．雇用企業が人材紹介業者または求職サイトを通じて労働者を募集採用した時、人材紹介業者または求職サイトが労働者の基本情報を提供したとしても、雇用企業はこれを確認する必要がある。

(2012)滬二中民三(民)終字第 1204 号案では、労働者 C が人材紹介業者を通じて会社に提出した履歴書には、C は J P モルガン・チェース銀行で勤務した経験があると記載されていたが、C が入社前に記入した「情報採取表」にはこの業務経歴の記載がなかった。会社は労働者 C に証明の提供を要求せず、試用期間終了後、正社員になった。上海第二中級法院は、人材紹介業者が会社に提供した情報は参考情報にすぎず、労働者 C が会社に虚偽の業務経歴を提供し虚偽の情報を捏造した行為が存在すると証明するには足りず、会社は「情報採取表」を受け取った後、J P モルガン・チェース銀行で就業した経歴がないことを知り得たが、調査しなかった。したがって、労働者 C の行為は詐欺を構成しないと認定した。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱誉鳴、許文実

世澤法律事務所は北京に本部を持ち、上海・広州・香港・東京に拠点を展開。世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で、中国国内外のお客様にワンストップの法律サービスを提供しており、主な業務分野は、外商直接投資および M & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail: [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

#### 【上海支所】

Add: 淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel: 021-5386-1618, 021-5386-1109 (日本語専用)